

(仮称) 四時風力発電事業に係る  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

2025年12月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催場所	3
(2) 開催日時	3
(3) 来場者数	3
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4
別紙 1 日刊新聞紙における公告	11
別紙 2 ホームページによるお知らせ及び電子縦覧状況	12
別紙 3 ご意見記入用紙	17

# 第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

## 1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成 9 年法律第 81 号) 第 7 条の 1 の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 ヶ月間以上縦覧に供した。

### (1) 公告の日

2025 年 10 月 15 日(水)

### (2) 公告の方法

#### ① 日刊新聞紙による公告

2025 年 10 月 15 日(水) 付の、次の日刊新聞紙に「公告・縦覧のお知らせ」を掲載した。[別紙 1]

- ・福島民友新聞
- ・福島民報
- ・読売新聞(茨城県版)

#### ② インターネットによるお知らせ

2025 年 10 月 15 日(水) から、事業者ホームページ及び関係自治体のホームページにお知らせを掲載した。[別紙 2]

### (3) 縦覧場所

#### ① 地方公共団体庁舎における縦覧

次の関係自治体庁舎において、縦覧を実施した。

- ・福島県生活環境部環境共生課（福島県福島市杉妻町2番16号）
- ・いわき市役所本庁舎1階市民ロビー（福島県いわき市平字梅本21番地）
- ・いわき市役所田人支所（福島県いわき市田人町旅人字下平石191）
- ・鮫川村役場地域整備課（福島県東白川郡鮫川村赤坂中野新宿39番地5）
- ・茨城県県民生活環境部環境政策課（茨城県水戸市笠原町978番6）
- ・北茨城市役所生活環境課脱炭素推進室（茨城県北茨城市磯原町磯原1630）

#### ② インターネットの利用による公表

事業者ホームページに方法書及び要約書の電子版を掲載した。また、関係自治体のホームページに事業者ホームページへのリンクを掲載した。[別紙2]

### (4) 縦覧期間

2025年10月15日（水）から12月1日（月）までとした。

地方公共団体庁舎における縦覧は各縦覧場所の開庁時間内とし、インターネットの利用による縦覧は、縦覧期間中終日アクセス可能とした。

### (5) 縦覧者数

各縦覧場所に設置した縦覧者記名簿への記入は1名（いわき市役所本庁舎1階市民ロビー）であった。また、事業者ホームページの方法書電子版へのアクセス数は991回であった。

## 1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。開催場所及び開催日時等は以下のとおりである。

### (1) 開催場所

- ① いわき市入旅人集会所(福島県いわき市田人町旅人和再松木平4)
- ② 青生野集落センター(福島県東白川郡鮫川村青生野大犬平39)

### (2) 開催日時

- ① 2025年11月8日(土) 18:00~20:00
- ② 2025年11月9日(日) 18:00~20:00

### (3) 来場者数

- ① 16名
- ② 4名

## 1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

2025年10月15日(水)から12月1日(月)まで  
なお、郵送の受付は当日消印まで有効とした。

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への書面の投函
- ・事業者への書面の郵送

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通、意見総数は9件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、方法書について受け付けた意見書は2通、意見総数は9件であった。方法書に対する環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解を表2-1に示す。なお、意見の概要は意見書原文のまま記載したものである。

表2-1(1) 方法書に対する意見の概要と事業者の見解（意見書①）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>風車後流による生態系の攪乱の恐れ及び住環境破壊の恐れ、土砂災害の恐れ、人と自然との触れ合いの活動の場の喪失の恐れがあることから、本事業の撤回を求めます。</p>	<p>生態系及び人と自然との触れ合いの活動の場については、今後現地調査を行い、その結果を踏まえ予測評価を行い、可能な限り影響を低減できるよう、計画を検討いたします。また、土砂災害のリスクについても、工事計画検討時に現地にて地盤調査等を行い、関係機関と調整を図りながら適切に風車設置位置等の事業計画を検討いたします。</p>
2	<p><b>■風車後流(wake)</b></p> <p>風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore windfarmで撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンでhorns rev wakeをキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています<sup>1)</sup>。また、風車後流のコンピュータシミュレーションはYouTubeでwind turbine wakeで検索すれば見ることができます。</p> <p>風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に10D、横方向に3Dが望ましいとされています(D:ローター直径) [例えば2)]。それでは、人間や動物に対する影響はどうなのでしょう。乱流が発生するという事は、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずで。この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は120～160m程度です[方法書 表2.2.5-1]。従って風車から2kmの範囲は風車後流の影響を</p>	<p>風車後流が下流側の風車の発電量低下や疲労荷重増加をもたらすため、本事業においても、風車間の適切な設置間隔について引き続き考慮しながら、風車配置を検討いたします。</p> <p>また、風車後方には乱流やそれに伴う気圧の変化が発生する可能性は十分に理解しておりますが、現在の科学的知見において、風車の後流そのものによる乱流や気圧変化が、人間や動物に対して直接的に不快感や健康影響を引き起こすという明確な因果関係や、その影響を定量的に評価する手法は確立されておらず、現時点での環境影響評価制度において、風車後流による乱流や気圧変化を直接的な評価項目として設定することは困難な状況です。</p> <p>なお、調査及び予測の対象範囲については、今後、環境影響評価項目ごとに、適切に調査、予測及び評価を実施し、より広域な範囲についても影響が及ぶ可能性がある予測される場合には、必要な範囲までの調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき適切な環境保全措置を講じることといたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
2 の つ づ き	<p>強く受けると考えます。</p> <p>風車設置想定範囲から最寄りの住宅等までの最短距離は500mです [方法書 p. 3-132]。近すぎます。また、方法書では1kmの範囲しか住宅等の戸数が示されていません [方法書 p. 3-132]。最低でも2kmの範囲まで住宅等の調査をしてください。風車は配慮が特に必要な施設及び住居等から2km以上離してください [方法書 図3.2.5-1]。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には和尚山ブナ希少個体群保護林、小川ブナ希少個体群保護林、定波鳥獣保護区、四時川鳥獣保護区を含む重要な自然環境のまとまりの場があり、イヌワシ、クマタカの生息も確認されています [方法書 図3.1.5-10(5), (6)]。風車後流による気流の乱れは、鳥類の飛翔に直接的な影響を与え、ひいては営巣地の放棄につながる可能性が高いと考えます。</p> <p>この自然環境のまとまりの場は地域の生態系ネットワークの重要な構成要素です。生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。</p> <p>風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系ネットワークを分断し、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>1) "Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case", Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Réthoré,  <a href="https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case">https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case</a>  2) 「港湾における風力発電について－港湾の管理運営との共生のためのマニュアルー ver.1」平成24年6月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局  <a href="https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf</a></p>	

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>■人と自然との触れ合いの活動の場としての二つの自然公園</p> <p>対象事業実施区域は花園花貫県立自然公園、勿来県立自然公園と近接しています〔方法書 図3.2.8-1〕。人と自然との触れ合いの活動の場として、朝日山と明神山が選ばれていますが〔方法書 図3.1.6-3〕、花園花貫県立自然公園から定波のブナ林3)と和尚山4)、勿来県立自然公園から四時川溪谷遊歩道、また、より対象事業実施区域に近い旅人遊歩道ぶらりんどう5)を追加してください。</p> <p>3) 定波のブナ林  <a href="https://www.kitaibarakishi-kankokyokai.gr.jp/sp/page/page000011.html">https://www.kitaibarakishi-kankokyokai.gr.jp/sp/page/page000011.html</a></p> <p>4) 和尚山  <a href="https://www.kitaibarakishi-kankokyokai.gr.jp/sp/page/page000685.html">https://www.kitaibarakishi-kankokyokai.gr.jp/sp/page/page000685.html</a></p> <p>5) 旅人遊歩道ぶらりんどう  <a href="https://youtu.be/AiuRPj5feQI?si=TNHbtbP5n4VWBDNb">https://youtu.be/AiuRPj5feQI?si=TNHbtbP5n4VWBDNb</a></p>	<p>定波のブナ林、和尚山、四時川溪谷遊歩道、旅人遊歩道ぶらりんどうについて、最新の利用状況の確認及び関係機関へのヒアリング等を実施し、人と自然との触れ合いの活動の場としての選定を検討いたします。</p>
4	<p>■谷埋め盛土</p> <p>「供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思えます。しかし、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合、どのように補修されるのでしょうか」という一般の意見に対して「風力発電所内の排水機能については、構内路の脇にU字溝等によって排水を行う計画が一般的でございます」との見解を示していますが〔方法書 表7.2.1-1(5)〕、谷埋め盛土の場合、湧水等があるためU字溝による排水では不十分であり、暗渠排水管等を敷設して盛土内の水抜きをする必要があると考えます。</p> <p>また、「これらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。供用期間終了後は、誰の責任で、誰の費用負担で補修するのでしょうか。明確な解答を求めます。」という一般の意見に対して「リプレースを行う場合においては事業者の所有地となるため、適切に管理してまいりたいと考えております」との見解を示しています</p>	<p>原則として、継続的に事業を行うことが望ましい旨を国からも求められていることから、事業者の責任と考えております。風車含む事業用地の管理は弊社で責任をもって行います。仮に事業地の返地を行う場合は、関係者とも協議を行いながら原状復旧をするものと考えております。現時点で工事計画は検討中となりますが、可能な限り残土処分場の候補として谷筋地形を選定しないよう検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>が [方法書 表7.2.1-1(5)]、リプレース事業が実施されない場合についての言及がありません。林業施業上、残土処分場がその維持管理費に見合う施設であるとは考え難く、対象事業実施区域の大部分が国有林であり、最終的には国民の税金で維持管理することになる蓋然性が高いことから、谷埋め盛土は御社の管理から離れる時に御社の責任で撤去すべきであると考えます。</p> <p>谷筋を埋めて土捨て場を作ることを選択肢から外してください。</p>	
5	<p>■他事業との累積的效果</p> <p>本事業は周囲の他事業との累積的效果が非常に大きいと考えます [図2.2.6-4]。特に、ユーラス田人ウィンドファーム、たびと中央ウィンドファーム、茨城塙風力発電事業の影響は大きいと考えます。騒音、低周波音、超低周波音、風車の影の評価に当たっては、これらの発電所がフル稼働している場合と全く稼働していない場合を分けて評価してください。景観に関しては、他事業の風車も考慮して評価してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>本事業の周辺には、既設の風力発電所及び計画中の風力発電事業が存在することから、騒音、超低周波音、風車の影、希少猛禽類、景観について、累積的影響の評価対象として選定し、本事業による影響に加え、累積的な影響についても予測及び評価を実施いたします。ただし、累積的影響の予測評価については、事業計画及び風車の諸元等が必要となることから、検討対象とする事業は、稼働中または準備書以降の手続きにて風車配置及び機種等が明らかになっている事業かつ各項目の予測地域に該当する事業といたします。今後、予測及び評価に必要な情報について、他事業者へ情報共有に協力いただきながら、対応いたします。</p>

表 2-1(2) 方法書に対する意見の概要と事業者の見解（意見書②）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>以下は要約書の頁です。</p> <p>①9page</p> <p>標高800m弱の尾根部に200mの高さの羽を設置予定ですが、羽の先端の速度は1分間10回転で時速300kmとなり、部品の自由落下は0m地点で14秒1166m飛翔する事になります。</p> <p>人身事故のないように対策をお願いします。</p> <p>また落雷や故障時の火災等高所対応の消防車や、迅速なヘリコプターの出動体制を確保してください。</p>	<p>本事業の操業時において、風車メンテナンス等の関係者を除き、風力発電所への立ち入りについては適切に管理・制限いたします。</p> <p>また、発電所入構時における安全教育や緊急時対応についても徹底いたします。</p>
2	<p>②15page 緑化において、十分な発電量が確保できなくても伐採量と同量の木々が20年後に復活できるように植林をし、最低限の環境保全となる森林計画を実施してください。</p>	<p>今後、工事計画の検討時に法面等の緑化について適切に計画いたします。植林に関するご意見についても参考にさせていただきます。</p>
3	<p>③34page 環境要素 動物に対する環境配慮の内容において配置の検討等では重大な環境影響を回避・低減できているとはいえません。その根拠も全く記載されていません。</p> <p>科学的な説明をし、具体策を実施し、継続的な観察をし経過を公表してください。</p> <p>稼働時に無人では効果もわかりませんのでライブカメラと動体記録を公開し効果のある対策をしていることを示してください。</p>	<p>風車配置検討の際には、希少猛禽類の行動圏や営巣地、渡り鳥の主要な移動ルート等、現地調査の結果得られた、鳥類をはじめとするさまざまな分類群の動物の生息状況の情報や、専門家へのヒアリングによる情報等を環境配慮の根拠として用います。それらの情報は準備書に記載いたします。</p> <p>また、今後の環境影響評価手続きにおいて、供用後の事後調査の必要性についても検討し、必要に応じて事後調査を実施し、環境配慮の効果について検証した結果を「報告書」として公表いたします。</p>
4	<p>④152page ③と同様ですが、影響を少なくするというのではなくよい影響を与える対策をしてください。</p> <p>以上です</p>	<p>近年問題となっている地球温暖化は、動植物の繁殖活動や分布等に影響し、ひいては食物連鎖のバランスが崩される等、生態系全体への悪影響を及ぼす可能性が指摘されております。</p> <p>本事業を含め、再生可能エネルギーである風力発電事業の推進により、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出する化石燃料への依存度を減らすことで、動植物や生態系への悪影響を低減する効果が期待されると考えております。</p>

○日刊新聞紙における公告

・福島民友新聞 日刊紙 [2025年10月15日(水)]

**風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公告・縦覧のお知らせ**

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」四時風力発電事業に係る環境影響評価方法書を公告・縦覧いたします。

■事業者の名称 株式会社ユラスエナジーホールディングス  
 ■代表者の氏名 代表取締役社長 諏訪部 哲也  
 ■事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
 ■対象事業の名称 (仮称)四時風力発電事業  
 ▼種類 風力(陸上)  
 ▼規模 出力 最大94,500kW (風力発電機の基数 最大21基程度)

■対象事業実施区域 福島県いわき市  
 ■関係地域の範囲 福島県いわき市 鮫川村 茨城県北茨城市  
 ■縦覧の方法及び期間  
 ▼場所 福島県生活環境部環境共生課  
 (福島県福島市杉妻町2番16号)  
 ..いわき市役所本庁舎1階市民ロビー  
 (福島県いわき市平字梅本21番地)  
 ..いわき市役所田人支所  
 (福島県いわき市田人町旅人字下平石191)  
 ..鮫川村役場地域整備課  
 (福島県東白川郡鮫川村赤坂中野新宿39番地5)  
 ..茨城県県民生活環境部環境政策課  
 (茨城県水戸市笠原町978番6)  
 ..北茨城市役所生活環境課炭素推進室  
 (茨城県北茨城市磯原町磯原1630)

▼時間 各庁の開館時間に準じます。  
 ▼期間 令和7年10月15日(水)～12月1日(月)

■電子縦覧  
 方法書及び要約書の電子版は、左記の弊社ホームページからもご覧いただけます。  
<https://www.eurus-energy.com/assessment/151668>

■意見書の提出  
 方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に住所(氏名・ご意見(日本語)をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和7年12月1日(月)までに問い合わせ先へメール又は郵送(意見書様式は右記ホームページ)内方法書に対する意見書の提出についてを参照いただけますと幸いです(郵送の場合は当日消印有効)。

■説明会  
 左記の日程で、方法書に関する説明会を開催いたします。  
 ▼日時 令和7年11月8日(土) 18時～20時  
 ▼場所 入旅人集会所 (福島県いわき市田人町旅人と再松木平4)  
 ▼日時 令和7年11月9日(日) 18時～20時  
 ▼場所 青生野集落センター (福島県東白川郡鮫川村青生野大平39)

■問い合わせ先  
 ▼住所 株式会社ユラスエナジーホールディングス  
 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
 ▼担当 国内電源開発企画部 環境アセスメント担当  
 ▼電話番号 03(5404)5337 (報道機関の方へ経営企画部広報グループ)

▼お問い合わせ時間 土日祝日を除く  
 9時15分～12時00分 13時00分～17時30分

・福島民報 日刊紙 [2025年10月15日(水)]

**風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公告・縦覧のお知らせ**

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」四時風力発電事業に係る環境影響評価方法書を公告・縦覧いたします。

■事業者の名称 株式会社ユラスエナジーホールディングス  
 ■代表者の氏名 代表取締役社長 諏訪部 哲也  
 ■事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
 ■対象事業の名称 (仮称)四時風力発電事業  
 ▼種類 風力(陸上)  
 ▼規模 出力 最大94,500kW (風力発電機の基数 最大21基程度)

■対象事業実施区域 福島県いわき市 鮫川村 茨城県北茨城市  
 ■関係地域の範囲 福島県いわき市 鮫川村 茨城県北茨城市  
 ■縦覧の方法及び期間  
 ▼場所 福島県生活環境部環境共生課  
 (福島県福島市杉妻町2番16号)  
 ..いわき市役所本庁舎1階市民ロビー  
 (福島県いわき市平字梅本21番地)  
 ..いわき市役所田人支所  
 (福島県いわき市田人町旅人字下平石191)  
 ..鮫川村役場地域整備課  
 (福島県東白川郡鮫川村赤坂中野新宿39番地5)  
 ..茨城県県民生活環境部環境政策課  
 (茨城県水戸市笠原町978番6)  
 ..北茨城市役所生活環境課炭素推進室  
 (茨城県北茨城市磯原町磯原1630)

▼時間 各庁の開館時間に準じます。  
 ▼期間 令和7年10月15日(水)～12月1日(月)

■電子縦覧  
 方法書及び要約書の電子版は、下記の弊社ホームページからもご覧いただけます。  
<https://www.eurus-energy.com/assessment/151668>

■意見書の提出  
 方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に住所(氏名・ご意見(日本語)をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和7年12月1日(月)までに問い合わせ先へメール又は郵送(意見書様式は上記ホームページ)内方法書に対する意見書の提出についてを参照いただけますと幸いです(郵送の場合は当日消印有効)。

■説明会  
 以下の日程で、方法書に関する説明会を開催致します。  
 ▼日時 令和7年11月8日(土) 18時～20時  
 ▼場所 入旅人集会所 (福島県いわき市田人町旅人と再松木平4)  
 ▼日時 令和7年11月9日(日) 18時～20時  
 ▼場所 青生野集落センター (福島県東白川郡鮫川村青生野大平39)

■問い合わせ先  
 ▼住所 株式会社ユラスエナジーホールディングス  
 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
 ▼担当 国内電源開発企画部 環境アセスメント担当  
 ▼電話番号 03(5404)5337 (報道機関の方へ経営企画部広報グループ)

▼お問い合わせ時間 土日祝日を除く  
 9時15分～12時00分 13時00分～17時30分

・読売新聞(茨城県版) 日刊紙 [2025年10月15日(水)]

**風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公告・縦覧のお知らせ**

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」四時風力発電事業に係る環境影響評価方法書を公告・縦覧いたします。

■事業者の名称 株式会社ユラスエナジーホールディングス  
 ■代表者の氏名 代表取締役社長 諏訪部 哲也  
 ■事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
 ■対象事業の名称 (仮称)四時風力発電事業  
 ▼種類 風力(陸上)  
 ▼規模 出力 最大94,500kW (風力発電機の基数 最大21基程度)

■対象事業実施区域 福島県いわき市 鮫川村 茨城県北茨城市  
 ■関係地域の範囲 福島県いわき市 鮫川村 茨城県北茨城市  
 ■縦覧の方法及び期間  
 ▼場所 福島県生活環境部環境共生課  
 (福島県福島市杉妻町2番16号)  
 ..いわき市役所本庁舎1階市民ロビー  
 (福島県いわき市平字梅本21番地)  
 ..いわき市役所田人支所  
 (福島県いわき市田人町旅人字下平石191)  
 ..鮫川村役場地域整備課  
 (福島県東白川郡鮫川村赤坂中野新宿39番地5)  
 ..茨城県県民生活環境部環境政策課  
 (茨城県水戸市笠原町978番6)  
 ..北茨城市役所生活環境課炭素推進室  
 (茨城県北茨城市磯原町磯原1630)

▼時間 各庁の開館時間に準じます。  
 ▼期間 令和7年10月15日(水)～12月1日(月)

■電子縦覧  
 方法書及び要約書の電子版は、左記の弊社ホームページからもご覧いただけます。  
<https://www.eurus-energy.com/assessment/151668>

■意見書の提出  
 方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に住所(氏名・ご意見(日本語)をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和7年12月1日(月)までに問い合わせ先へメール又は郵送(意見書様式は右記ホームページ)内方法書に対する意見書の提出についてを参照いただけますと幸いです(郵送の場合は当日消印有効)。

■説明会  
 左記の日程で、方法書に関する説明会を開催致します。  
 ▼日時 令和7年11月8日(土) 18時～20時  
 ▼場所 入旅人集会所 (福島県いわき市田人町旅人と再松木平4)  
 ▼日時 令和7年11月9日(日) 18時～20時  
 ▼場所 青生野集落センター (福島県東白川郡鮫川村青生野大平39)

■問い合わせ先  
 ▼住所 株式会社ユラスエナジーホールディングス  
 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
 ▼担当 国内電源開発企画部 環境アセスメント担当  
 ▼電話番号 03(5404)5337 (報道機関の方へ経営企画部広報グループ)

▼お問い合わせ時間 土日祝日を除く  
 9時15分～12時13時17時30分

○事業者ホームページによるお知らせ及び電子縦覧状況



[Global](#)
[お問い合わせ](#)

[事業紹介](#)
[プロジェクト](#)
[会社情報](#)
[サステナビリティ](#)
[ニュース](#)
[みるみるわかる再生可能エネルギー](#)
[採用情報](#)

2025.10.15 更新

### (仮称) 四時風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表、縦覧について

2025年10月15日  
株式会社ユラスエナジーホールディングス

当社は、2025年10月14日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 四時風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届出するとともに、福島県知事、茨城県知事及びいわき市長、鮎川村長、北茨城市長に送付しました。方法書を環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

#### — 計画概要

対象事業の名称	(仮称) 四時風力発電事業
対象事業の種類	陸上風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大94,500kW (定格出力4,000-6,000kW級の風力発電機を最大21基程度)
対象事業実施区域	福島県いわき市

#### — 縦覧について

縦覧の場所	福島県生活環境部環境共生課 いわき市役所本庁舎1階市民ロビー いわき市役所田人支所 鮎川村役場地域整備課 茨城県県民生活環境部環境政策課 北茨城市役所生活環境課防災推進室
縦覧期間	2025年10月15日(水)から12月1日(月)まで 電子縦覧は次の回書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能です。
縦覧時間	土、日、祝日を除く開庁・開館時
電子縦覧	当ページにて電子縦覧を実施します。 ( <a href="https://www.eurus-energy.com/assessment/151668">https://www.eurus-energy.com/assessment/151668</a> )

#### — 意見書の提出について

提出方法	方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投入いただくか、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。
意見書受付期間	2025年10月15日(水)から12月1日(月)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式	(仮称) 四時風力発電事業に係る環境影響評価方法書 ご意見記入用紙

(仮称) 四時風力発電事業に係る環境影響評価方法書 ご意見記入用紙


1186 KB

## — 住民説明会の開催について

・2025年11月8日（土）18:00～20:00  
いわき市入旅人集会所（福島県いわき市田人町旅人と再松木平4）  
・2025年11月9日（日）18:00～20:00  
青生野楽落センター（福島県東白川郡鮎川村青生野大犬平39）

## — お問い合わせ先

住所	株式会社ユラスエナジーホールディングス 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアウ エストタワー
担当	国内電源開発企画部 環境アセスメント担当
電話番号	03-5404-5337 (報道機関の方：経営企画部広報グループ 03-5404-5340)
お問い合わせ時 間	土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

## — 方法書

[方法書の縦覧はこちら](#) →

## — 方法書及び要約書について

方法書及び要約書は、次の図書の公開日または1年経過後のいずれか早い日まで閲覧可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。  
本書の著作権は、株式会社ユラスエナジーホールディングスに帰属します。著作権者である株式会社ユラスエナジーホールディングスの許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。  
本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図（タイル）を複製したものです。

← [環境影響評価図書一覧に戻る](#)

○関係自治体のホームページ

・福島県ホームページ

現在地 [ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > [環境影響評価実施案件](#) > (仮称) 四時風力発電事業

(仮称) 四時風力発電事業 [通常ページへ戻る](#) 掲載日：2025年10月15日更新

**更新情報**

令和7年10月15日  
環境影響評価方法書の閲覧が開始されました。

○閲覧の方法及び期間

- ・場所：福島県生活環境部環境共生課（福島市杉妻町2番16号）  
いわき市役所本庁舎1階市民ロビー（いわき市平字橋本21番地）  
いわき市役所田人支所（いわき市田人町旅人字下平石191）  
鮫川村役場地域整備課（東白川郡鮫川村赤坂中野新宿39番地5）  
茨城県民生活環境部環境政策課（茨城県水戸市立原町576番6）  
北茨城市役所生活環境課炭素推進室（茨城県北茨城市磯原町磯原1630）
- ・期間：各庁の開館時間に準じます。
- ・期間：令和7年10月15日（水）～12月1日（月）

○電子閲覧  
<https://www.ecurus-energy.com/assessment/151668>

○説明会

- ・日時：令和7年11月8日（土） 18時～20時  
場所：入館人集会所（いわき市田人町旅人町和再松木平4）
- ・日時：令和7年11月9日（日） 18時～20時  
場所：青生野集落センター（東白川郡鮫川村青生野犬夫平39）

○問い合わせ先  
株式会社ユラスエナジーホールディングス  
・住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアエストタワー  
・担当：国内電源開発企画部 環境アセスメント担当  
・電話番号：03-5404-5337  
・問合せ時間：土、日、祝日を除く9時15分～12時、13時～17時30分

・茨城県ホームページ

茨城県 Ibaraki Prefectural Government

防災・安全 くらし・環境 健康・医療・福祉 子育て・教育 観光・文化・スポーツ しごと・産業 県政情報

ホーム > くらし・環境 > まちづくり・環境 > 環境・自然 > 環境政策 > 環境アセスメント > 環境影響評価手続中の案件について

環境影響評価手続中の案件について

事業名	対象事業の種類	事業者	手続状況	公表または公表日	縦覧等
(仮称) 四時風力発電事業	風力発電所の設置	株式会社ユラスエナジーホールディングス	方法書	令和7年10月15日	縦覧中 (令和7年10月15日～12月1日) 公表(外部サイトにリンク)

環境アセスメント

- 公告
- 制度の説明
- 条例・技術指針
- 実績
- 対象事業
- + もっと見る

The screenshot shows the Iwaki City homepage with a navigation menu and a main content area. The main content area features a light blue header with the text "環境影響評価図書を縦覧する事業について". Below this, there is a sub-header "(仮称) 四時風力発電事業 環境影響評価方法書 (事業者: 株式会社ユースエナジーホールディングス)". The content is organized into sections with horizontal lines: "縦覧期間" (Period of Review) from October 15, 2025, to December 1, 2025; "縦覧場所 (市内)" (Review Locations) including the City Office and a branch; "インターネットによる公表" (Internet Publication) with a link to the operator's homepage; "意見書の提出方法" (Submission Method) detailing the use of forms; "意見書の記載事項" (Items to be recorded in the opinion letter) with two numbered points; "意見書の提出期限" (Submission Deadline) of December 1, 2025; "意見書の提出先及び問合せ先" (Submission and Contact Information) for Yous Energy Holdings; and "住民説明会の開催日時及び場所" (Resident Meeting Dates and Locations) with two dates and venues. A "関連リンク" (Related Links) section at the bottom includes a link to the environmental assessment system. The page is decorated with a cartoon character on the left and a woman on the right.

いわき市 日本のフラ文化発祥の地

キーワード検索 キーワードを入力してください 検索 目的からさがす OPEN!

暮らし・手続き 子育て・教育 健康・医療・福祉 観光・文化・スポーツ 産業・ビジネス 市政情報

### 環境影響評価図書を縦覧する事業について

(仮称) 四時風力発電事業 環境影響評価方法書 (事業者: 株式会社ユースエナジーホールディングス)

**縦覧期間**

令和7年10月15日(水)から12月1日(月)まで(開庁時のみ)

**縦覧場所 (市内)**

- いわき市役所 本庁舎1階 市民ロビー (平字梅本21)
- いわき市役所 田人支所 (田人町旅人字下平石191)

**インターネットによる公表**

[事業者ホームページはこちら](#)

**意見書の提出方法**

縦覧場所に備え付けてある用紙などに記載事項を記入のうえ、備え付けの意見箱に投函いただくか、期限内に提出先まで郵送してください。

**意見書の記載事項**

- 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 方法書に対する環境の保全の見地からの意見(理由も含めて記載)

**意見書の提出期限**

令和7年12月1日(月)(当日消印有効)

**意見書の提出先及び問合せ先**

株式会社ユースエナジーホールディングス  
・住所: 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアウエストタワー  
・担当: 国内電源開発企画部 環境アセスメント担当  
・電話番号: 03-5404-5337  
・問合せ時間: 土、日、祝日を除く9時15分~12時、13時~17時30分

**住民説明会の開催日時及び場所**

- 日時1: 令和7年11月8日(土) 18時~20時
- 場所1: 入旅人集会所(いわき市田人町旅人町和再松木平4)
- 日時2: 令和7年11月9日(日) 18時~20時
- 場所2: 青生野集落センター(東白川郡鮫川村青生野大平39)

**関連リンク**

- [環境影響評価\(環境アセスメント\)制度について](#)

チャットボットに質問する

ページトップへ戻る

・北茨城市ホームページ

背景色 白 青 黒 | 漢字 ふりがなをつける | 読みあげる | 文字サイズ 小さく 標準 大きく | Language English 中文简体 繁体

**北茨城市**  Google 提供

[トップ](#) [市民の方へ](#) [事業者の方へ](#) [市政](#) [よくある質問と回答](#)

TOP > 組織 > 環境産業部 > 生活環境課

✕ ポスト [シェアする 0](#)

## (仮称) 四時風力発電事業 環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の縦覧について

公開日 2025年10月15日

いわき市田人町において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している「(仮称) 四時風力発電事業」に関する環境影響評価方法書を縦覧します。

環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所、氏名、意見をご記入のうえ、意見書箱に投函するか、郵便にてお送りください。

### 縦覧期間及び意見書受付期間

令和7年10月15日(水) から 令和7年12月1日(月)

※令和7年12月1日 当日消印有効

【意見書の郵送先】

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエアウエストタワー 15階  
株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内電源開発企画部 環境アセスメント担当 宛

### 縦覧場所

- ・北茨城市役所3階 生活環境課 (平日の9時～17時のみ)
- ・事業者ホームページ (<https://www.eurus-energy.com/assessment/151668>)

### 問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部 (環境アセスメント担当)

TEL 03-5404-5337

### お問い合わせ

生活環境課  
TEL : 0293-43-1111  
お知らせ : [生活環境課のお問い合わせフォームはこちら](#)

